

沖縄県 労働基準協会だより



満開の秋桜(コスモス)

秋の代表と言えば秋桜ですが、沖縄ではこの時期に満開になります。桜の季節とあいまって、秋桜と桜が同時に観られて楽しいですね。

(撮影地 読谷村座喜味 撮影者・写真提供：与儀 栄太郎氏)

発行所／一般社団法人 沖縄県労働基準協会
〒900-0001 那覇市港町 2-5-23
電話：098-868-2826
FAX：098-869-1714

発行人／会長 島袋 清人

定 価／1 部 50 円

(会員の購読料は会費の中に含む)

ホームページ <https://www.okinawa-roukikyo.org/>

主な内容

- 安全衛生教育促進運動
- 令和6年度 技能講習・その他安全衛生教育等実施計画
- 「職場における新たな化学物質管理に関する説明会」を開催
- 沖縄労働局から
 - ① 令和5年労働災害・死亡災害発生状況(12月末現在、コロナリ患分を除く)
 - ② 職場における新たな化学物質規制が導入されます。
- 講習会のご案内 (令和 6 年 3 月分)
- 「化学物質管理者 (取扱事業場向け) 講習
- 新規加入事業場のご紹介(令和5年12月16日～令和6年1月15日)



令和5年度 2023年12月1日 ▶ 2024年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん!

労働安全
衛生法により

雇入れ時
教育

職長等
教育

技能講習

特別教育

などが**義務づけ**られています。



正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

10 実施者の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。

- ① 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
- ② 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- ③ 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- ④ 法定教育等の徹底
 - ア 新入社員(パート・アルバイト、派遣労働者を含む)に対する雇入れ時教育
 - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
 - ウ 危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育
 - エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育および職長等の能力向上教育の推進
 - オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
 - カ 安全衛生業務従事者(安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等)を選任・配置するための教育等
 - キ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育
 - ク 化学物質管理者教育、保護具着用管理責任者教育
- ⑤ 法定教育以外の教育等の充実
 - ア 労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメント、機械安全に関する教育

- イ 危険予知活動(KYT)に関する教育
- ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
- エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスクエア推進のための教育・研修
- オ 感染症の予防・対策に関する教育
- カ 熱中症予防に関する教育
- キ 騒音障害防止に関する教育
- ク 健康の保持増進を図るための健康教育
- ケ 職場のメンタルヘルス対策及びハラスメント防止のための教育・研修
- コ 職場の救命処置及び応急手当に関する教育・研修
- サ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
- シ 管理職に対する安全衛生教育
- ス 高齢者の労働災害防止と身体機能の維持向上のための教育
- セ 外国人労働者に対する母国語や明解な図示などを活用した安全衛生教育
- ソ 情報機器作業従事者および管理者に対する労働衛生教育
- ⑥ オンラインを活用した安全衛生教育の適切な活用と推進
- ⑦ 資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格または特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- ⑧ 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施

図書・用品の販売のお知らせ

沖縄県労働基準協会では、雇入れ時教育や安全衛生教育テキスト等の図書・用品の販売を行っております。

お問い合わせ、ご注文は各支部までお願いします。

那覇支部	TEL: (098)868-2831	Fax: (098)869-1714
中部支部	TEL: (098)937-0162	Fax: (098)937-0163
北部支部	TEL: (0980)54-4700	Fax: (0980)52-7004
宮古支部	TEL: (0980)73-1455	Fax: (0980)73-6511
八重山支部	TEL: (0980)88-5355	Fax: (0980)88-5360



2024 年 中災防年間標語

小さなヒヤリも大事な気づき 声に出して 災害ゼロ

令和 6 年度 技能講習・その他安全

令和 5 年 12 月 22 日

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
技能講習	玉 掛 け	8~10(中城村) 17~19(宮古島市)	13~15(名護市)	24~26(中城村) 26~28(石垣市)		13~15(宮古島市) 26~28(中城村)
	小型移動式クレーン	9~11(石垣市)	27~29(中城村)		3~5(宮古島市) 22~24(中城村)	20~22(石垣市) 5~7(名護市)
	フォークリフト運転	15~19(中城村) 22~26(中城村)	13~17(中城村) 13~17(宮古島市) 13~17(石垣市) 20~24(中城村)	3~7(中城村) 17~21(中城村) 24~28(名護市)	8~12・16~19 (中城村)	5~9(中城村) 19~23(中城村)
	ガス溶接		16~18(中城村)		11~13(中城村) 26~27(石垣市)	24~25(宮古島市) 20~22(名護市)
	特定化学物質四アルキル鉛等 作業主任者		14~15(中城村)			
	有機溶剤作業主任者	16~17(中城村)			9~10(中城村)	
	はい作業主任者					
	木材加工用機械作業主任者					
	プレス機械作業主任者					
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	23~26(名護市)	7~10(中城村)	18~21(中城村)		
	石綿作業主任者	10~11(中城村)	21~22(中城村)		24~25(中城村)	
	乾燥設備作業主任者					
鉛作業主任者						
安全衛生推進者養成講習		11~12(名護市)	21~22(石垣市)	13~14(中城村) 18~19(宮古島市)		
特別教育	研削といし		31(中城村)		18(石垣市)	6(中城村)
	アーク溶接	25~28(中城村)		27~30(中城村)	25~28(宮古島市) 23~26(名護市)	1~4(中城村) 2~4(石垣市)
	粉じん作業			4(中城村)		
	高圧・特別高圧電気取扱					20~21(中城村)
	低圧電気取扱			26(中城村)		
	巻上げ機(ウインチ)運転				4~5(中城村)	
	石綿使用建築物等解体等業務					
	ロープ高所作業					
	フルハーネス型墜落制止用器具	5(中城村)			3(中城村)	
テールゲートリフター操作業務				26(中城村)		
その他の教育	危険予知リーダー研修		23~24(中城村)		11~12(名護市)	
	職長教育、安全衛生責任者教育	23~24(中城村) 23~24(石垣市)	29~30(中城村) 23~24(名護市)			22~23(中城村)
	安全管理者選任時研修			6~7(中城村)		
	製造業における職長等の能力向上教育					
	衛生管理者能力向上教育					
試験準備講習	第1種衛生管理者試験準備講習					28~30(中城村)
	第2種衛生管理者試験準備講習					7~9(中城村)
	潜水土試験準備講習				29~31(中城村)	

(登録の有効期間の満了日 令和 6 年 3 月 31 日)

- 各月の下欄の数字は講習日です。また、括弧内は、開催地です。
- 講習日程表・申込書は HP にて掲載しております。
- 講習申込みは随時受付しております。(但し、定員になり次第締切りとなります)
- お電話、窓口にてお問い合わせのうえ仮予約をお取りください。

この日程は一部変更することがあります。予めご確認ください。

★10月30日(水) 職場リーダー向け
リスクアセスメント研修(那覇市)

衛生教育等実施計画表 沖縄労働局登録教習機関 (一社) 沖縄県労働基準協会

9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	21~23(中城村)	6~8(石垣市) 18~20(名護市) 19~21(宮古島市)	2~4(中城村)		5~7(石垣市) 17~19(中城村)	3~5(中城村)
2~4(中城村)	23~25(宮古島市)	25~27(中城村)	17~19(石垣市)	14~16(中城村)	19~21(宮古島市) 25~27(名護市)	
9~13・17~20(中城村) 9~13(石垣市) 30~10/4・7~10 (中城村) 30~10/4(宮古島市)	21~25(名護市)	11~15(中城村) 18~22(中城村)	16~20(中城村)	20~24(名護市) 20~24(宮古島市) 20~24(石垣市) 27~31(中城村)	3~7(中城村)	10~14(中城村)
19~21(中城村)		28~30(中城村) 30~12/1(宮古島市)		30~31(中城村)		
24~25(中城村)			5~6(名護市)		25~26(中城村)	
	1~2(中城村)			16~17(中城村)		
	3~4(中城村)				6~7(中城村)	
						5~7(中城村)
10~13(中城村)			17~20(中城村)			11~14(中城村)
	15~16(中城村)				4~5(中城村)	
26~27(名護市)	9~10(中城村)				13~14(中城村)	
		27(中城村)	12(名護市)	21(中城村)		
	24~27(中城村)		12~15(中城村)			
			13(名護市)			
				28~29(中城村)		
	23(中城村)				19(中城村)	
		21~22(中城村)				
			11(中城村)			
			10(中城村)			
20(宮古島市)	17(中城村)	6(中城村)	9(中城村)	20(中城村)		18(石垣市)
						5(中城村)
		7~8(中城村)				
19~20(名護市)	7~8(中城村)		5~6(中城村)		27~28(中城村)	18~19(宮古島市)
		19~20(中城村)			20~21(中城村)	
18(中城村)						
				22~24(中城村)		

※ 令和 6 年 4 月より、本島中南部の学科講習は、
(一社)沖縄県労働基準協会 中城講習会場
中城村久場 1963 中城モール 4 階で行います。

(一社) 沖縄県労働基準協会 https://www.okinawa-roukikyo.org/ 本部 (那覇市港町2-5-23 トラック研修会館 3F) TEL(098) 868-2826		
事業部 (教習センター) (うるま市州崎7-15)	TEL(098) 979-7897	FAX(098) 937-0163
那覇支部 (那覇市港町2-5-23 トラック研修会館 3F)	TEL(098) 868-2831	FAX(098) 869-1714
中部支部 (うるま市州崎7-15)	TEL(098) 937-0162	FAX(098) 937-0163
北部支部 (名護市宇茂佐の森5-2-7 北部会館 4F)	TEL(0980) 54-4700	FAX(0980) 52-7004
宮古支部 (宮古島市平良字下里986-1(102))	TEL(0980) 73-1455	FAX(0980) 73-6511
八重山支部 (石垣市字大浜472-2 1F)	TEL(0980) 88-5355	FAX(0980) 88-5360

「職場における新たな化学物質管理に関する説明会」を開催

沖縄労働局、沖縄県労働基準協会、沖縄産業保健総合支援センターの共催で、12月20日(水)に沖縄県立博物館・美術館の2階講堂において、独立法人労働者健康安全機構、労働安全衛生総合研究所、化学物質情報管理研究センター長の城内博氏を講師としてお招きして「職場における新たな化学物質管理に関する説明会」を開催し、会場参加125名、WEB参加86名が参加しました。



城内博氏は、国際連合GHS専門家委員会の元日本代表、厚生労働省「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」座長(2019年～2021年)などを歴任され化学物質管理の国内第一人者であります。

嘉数剛沖縄労働局労働基準部長の開会あいさつの後、城内講師より、「法令順守型」から「自律的な管理」への背景、自律的な管理:事業者の対応、化学物質による労災事案の判例、政省令改正概要、行政の対応、健康診断の今後の方向性、化学物質の自律的な管理 どこから始める?などについて、分かりやすく丁寧な説明が行われ、参加者は熱心に聴いていました。

令和5年業種別署別労働災害発生状況 (12月末累計)

(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

沖縄労働局

業種	令和5年(12月末累計)						令和4年(12月末累計)						局計対令和4年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)
製造業	93	(1) 67	12	3	2	(1) 177	93	64	16	4	9	186	▽ 9	▽ 4.8
食料品製造業	52	30	10	2	1	95	56	37	10		5	108	▽ 13	▽ 12.0
鉱業						0						0	0	-
建設業	86	(4) 78	17	7	10	(4) 198	71	59	24	9	7	170	28	16.5
土木工事業	14	(1) 14	4	2	4	(1) 38	9	7	8	4	2	30	8	26.7
建築工事業	53	(2) 59	8	4	3	(2) 127	56	46	11	3	4	120	7	5.8
交通運輸業	21	6	1			28	21	2			1	24	4	16.7
陸上貨物運送業	53	13	1	(1) 3	4	(1) 74	45	14	1	3	2	65	9	13.8
港湾荷役業	3		1	1	1	6	1		3	3	3	10	▽ 4	▽ 40.0
林業	1		1	2		4						0	4	-
農業、畜産・水産業	10	3	3		4	20	9	5	10	2	1	27	▽ 7	▽ 25.9
第三次産業(運輸を除く)	405	269	60	48	44	826	(2) 342	252	36	35	32	(2) 697	129	18.5
商業	130	72	7	8	8	225	(1) 87	69	7	5	6	(1) 174	51	29.3
小売業	77	56	7	6	5	151	(1) 49	56	5	4	6	(1) 120	31	25.8
接客娯楽業	49	51	16	10	19	145	55	37	8	8	10	118	27	22.9
旅館・ホテル	18	19	9	5	9	60	15	18	5	5	6	49	11	22.4
飲食店	22	23	3	2	3	53	28	17	2	3	2	52	1	1.9
保健衛生業	101	72	18	12	7	210	100	69	10	9	10	198	12	6.1
社会福祉施設	69	56	15	11	7	158	68	49	10	7	10	144	14	9.7
ビルメンテナンス業	38	10	2	10	5	65	36	17	5	4	2	64	1	1.6
その他の業種	87	64	17	8	5	181	(1) 64	60	6	9	4	(1) 143	38	26.6
全産業	(0) 672	(5) 436	(0) 96	(1) 64	(0) 65	(6) 1,333	(2) 582	(0) 396	(0) 90	(0) 56	(0) 55	(2) 1,179	154	13.1

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側()は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。
4. 交通運輸業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(じふ)を除く、官公營、その他の事業を示す。

令和5年死亡災害発生状況 (12月末累計)

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数(規模別)	発生状況
1	沖縄	はさまれ・巻き込まれ	建築物、構築物	機械器具設置工事業	1月上旬	30歳台	1~9	機械式駐車場の設置工事において昇降モーターの駆動チェーンの調整作業を行っていたところ、駆動チェーンが歯車から外れパレットが落下し、歩廊にまたがって別作業をおこなっていた被災者が挟まれたもの。
2	沖縄	崩壊・倒壊	移動式クレーン	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	1月下旬	50歳台	1~9	移動式クレーン(トラック積載型クレーン)を使用してつり上げ作業を行っていたところ、移動式クレーンの旋回体の根元部分が破断したことによりジブが倒壊し、被災者を直撃したものの。
3	沖縄	激突され	解体用機械	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	2月中旬	20歳台	1~9	解体用ニブラを装着した車両系建設機械で、スリングを通した足場板をニブラに引っかけて吊り上げ、積載型トラッククレーンに荷卸しようとしていたところ、車両系建設機械が転倒し、機械とトラックとの間に被災者がはさまれたもの。
4	宮古	はさまれ・巻き込まれ	フォークリフト	一般港湾運送業	6月下旬	60歳台以上	30~49	フォークリフトを使用してトレーラーからコンテナの荷卸し作業を行っていたところ、フォークリフトの後方にいた労働者が、後進したフォークリフトに巻き込まれて被災したものの。
5	沖縄	崩壊・倒壊	石、砂、砂利	その他の土石製品製造業	6月下旬	40歳台	1~9	被災者が鉄製アンクルに立てかけられた石版(重量約300kg/枚)を重機により持ち上げるため、吊り上げ用クランプを固定する作業の際、鉄製アンクルが破損し、石版約35枚が被災者の上に倒れ、はさまれたもの。
6	沖縄	崩壊・倒壊	建築物、構築物	その他の土木工事業	10月中旬	50歳台	10~29	U型擁壁工事現場において土止め支保工を撤去するため、支保工を構成するH鋼の切断作業を行っていたところ、H鋼がブラケットから落下し、被災者がはさまれたもの。

※労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。

職場における 労働者が安全に働くために 新たな化学物質規制が 導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT 1 ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT 2 リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT 3 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

※1…国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が対象に追加
※2…労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)が対象
※3…衣類の耐油性・耐酸性・変形率による評価が求められることが明らか物質以外の全ての物質が対象

POINT 4 リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT 5 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます(化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等)

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

1

SDS及び作業現場の確認

2

リスクアセスメントの実施

3

保護具の着用

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

約2,900物質 (国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質)

数千物質 (国によるGHS未分類物質)

約2,900物質 (国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質)

数千物質 (国によるGHS未分類物質)

見直し後の化学物質規制

約2,900物質 (国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質)

数千物質 (国によるGHS未分類物質)

約2,900物質 (国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質)

数千物質 (国によるGHS未分類物質)

このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令(令和4年政令第51号)」「労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令(令和4年労働安全衛生法第91号)」等の主要な内容が分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、この内容、省令をご確認ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

皮膚・眼刺激性

皮膚腐食性

皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質

ポイント!

化学物質の種類や取扱内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：義務
※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：努力義務

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、重量%の記載が必要になります。
- 「人体に及ぼす作用」を定期的(5年以内ごとに1回)に確認・更新することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合

電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になります。

電子メールの送信

HPのURLや二次元コードの伝達

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】
化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者
リスクアセスメント対象物の製造事業場
上記以外の事業場

【職務】
ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関する業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審査を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づきばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇用し入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種に必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止

改正前 改正後

一部の業種は除外 全ての業種

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後(順次追加後)

国がGHS分類済約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質(リスクアセスメント対象物)に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

R4年2月改正・R6年4月施行 発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリで区分1に分類された約234物質が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定 左記以外のカテゴリで区分2以下又は物理化学的危険性の区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定 又又は物理化学的危険性の区分1に分類された約850物質を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づきばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される濃度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度を最小限度にすることが義務付けられます。

さらに、厚生労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

ポイント!

リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準値以下であることを必ず確認しましょう。その際、**推奨ツール(CREATE-SIMPLE等)や、実測法(個人ばく露測定、簡易測定法等)**を組み合わせる行うことが効果的です。

ポイント!

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議(ACGIH)のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。

個人ばく露測定

ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。

代替物質の使用

換気装置等を設置し稼働

作業方法の改善

有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間(ただし、最低3年間)保存することが義務付けられます。また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係事項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理システムの見直し	労働令別第9号	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート(SDS)等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質(リスクアセスメント対象物)が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」に拡大するのを知っていますか？	①	令和4年7月1日 令和5年4月1日
	労働令別第57条の2	リスクアセスメント対象物の製造・取扱い事業者の義務	リスクアセスメント対象物について、労働者がばく露が最大限になるように措置を講じていますか？	②	
	労働令別第57条の3	濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される濃度を基準値以下としていますか？	措置内容や衣類について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？(保存期間はばく露低減措置が30年、その他は5年)	②, ③	
	労働令別第59条の2	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止	リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限度に抑える努力をしていますか？(例えば健康障害を引き起こすおそれのある物質は除く)	②	
	労働令別第22条	衛生委員会の付議事項	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康障害のその他のことが明らかな物質の製造・取扱いに際して、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？(例えば健康障害を引き起こすおそれのある物質は除く)	②, ③	
	労働令別第9条の2	がん等の把握強化	化学物質を取り扱う事業場で、1年以内2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、発症原因について、医師の意見を聞いていますか？	②	
	労働令別第34条の2	リスクアセスメント結果等の記録	医師に意見を聞いて、発症原因が判明した場合は、労働者に報告してありますか？	②	
	労働令別第34条の2	労働発生発生事業場等への指示	リスクアセスメントの結果及びばく露低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？(最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降でされた次のリスクアセスメント実施まで)	②	
	労働令別第57条の2	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要と認める必要がある場合は、リスクアセスメント対象物の製造・取扱いに際して、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？(例えば健康障害を引き起こすおそれのある物質は除く)	③	
	労働令別第12条の5	化学物質管理者の選任	リスクアセスメントの結果に基づき、必要と認める必要がある場合は、リスクアセスメント対象物の製造・取扱いに際して、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？(例えば健康障害を引き起こすおそれのある物質は除く)	③	
実施体制の確立	労働令別第12条の6	保護具着用管理責任者	化学物質管理者を選任していますか？	③	
	労働令別第15条	雇入れ時教育	(労働者に保護具を使用させる場合) 保護具着用管理責任者を選任していますか？	③	
	労働令別第24条の15	SDS通知方法の実践化	雇入れ時等の教育で、取扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？	③	
	労働令別第24条の15	SDS通知方法の実践化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったのを知っていますか？	①	
	労働令別第24条の15	SDS通知方法の実践化	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が記載されていますか？	②	
	労働令別第24条の15	SDS通知方法の実践化	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が記載されていますか？	②	
	労働令別第24条の15	SDS通知方法の実践化	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が記載されていますか？	②	
	労働令別第24条の15	SDS通知方法の実践化	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が記載されていますか？	②	
	労働令別第24条の15	SDS通知方法の実践化	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が記載されていますか？	②	
	労働令別第24条の15	SDS通知方法の実践化	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が記載されていますか？	②	
その他	労働令別第24条の15	SDS通知方法の実践化	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が記載されていますか？	②	
	労働令別第24条の15	SDS通知方法の実践化	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が記載されていますか？	②	

(注) 施行期日の①～③は以下に对应。定期の変更が2段階に分けて実施される項目もある。

①2022年(令和4年)5月31日(施行済)
②2023年(令和5年)4月1日
③2024年(令和6年)4月1日

詳細はこちら

R4.8



講習会のご案内 (令和 6 年 3 月分)

長年の実績と信頼、理解し易い講習に努めています

各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。

二次元
バーコードからも
ご確認ください。




項目	講習名	実施日・実施会場	受講料等 (テキスト代込み)
事業部 (教習センター) ☎ (098) 979-7897 ☎ 979-9975 那覇支部 ☎ (098) 868-2831 ☎ 869-1714 中部支部 ☎ (098) 937-0162 ☎ 937-0163	フォークリフト運転技能講習	3/4(月)~8(金) 学 うるマルシェ2階(うるま市前原) 実 教習センター(うるま市州崎)	46,650 円
	安全管理者選任時研修	3/5(火)~6(水) うるマルシェ2階(うるま市前原)	会 員 16,350 円 非会員 21,850 円
	玉掛け技能講習	学 3/11(月)~12(火) 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬) 実 A班3/13(水)、B班14(木)、C班5(金) 教習センター(うるま市州崎)	免除有 25,930 円 免除無 27,930 円
	フルハーネス型墜落 制止用器具特別教育	3/18(月) 学 うるマルシェ2階(うるま市前原) 実 教習センター(うるま市州崎)	会 員 9,090 円 非会員 12,390 円
	化学物質管理者 (取扱事業場向け) 新規	3/19(火) うるマルシェ2階(うるま市前原)	会 員 12,980 円 非会員 16,980 円
八重山支部 ☎ (0980) 88-5355 ☎ 88-5360	フルハーネス型墜落 制止用器具特別教育	3/14(木) 八重山建設会館 2 階	会 員 9,090 円 非会員 12,390 円

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。
 ・受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。

『化学物質管理者(取扱事業場向け)』講習

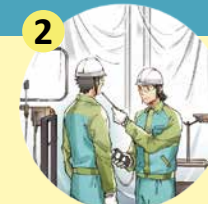
リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業場は、「化学物質管理者」の選任が令和6年4月1日より義務化されます。

1




SDS及び作業現場の確認

2



リスクアセスメントの実施

3



保護具の着用
局所排気装置の設置

リスク低減措置の実施

「化学物質管理者」は、危険・有害な化学物質のラベル・SDS(安全データシート)の確認、リスクアセスメントの実施の管理、ばく露防止措置の実施管理等、化学物質の管理に係る技術的事項の管理をしなければならず、化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者で、リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の取扱い事業場においては、専門的講習(製造事業場における資格要件講習)に準ずる講習の受講が推奨されており、必要な知識等の習得が必要とされております。

めんそ~れ



沖縄県労働基準協会へ

新規加入事業場のご紹介 (令和 5 年 12 月 16 日~令和 6 年 1 月 15 日)

協会支部名	事業場名	所在地
中部支部	スプライス株式会社	沖縄市高原 7-15-40

※次の理事会にて承認予定